

◎新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u> をすること。 (7)～(21) (略)	(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u> をすること。 (7)～(21) (略)